

町長の動き **2月** 2月1日～2月28日

- 1日 庁議、香取広域市町村圏事務組合構成市・町長会議（香取市）
- 2日 県町村会役員会（千葉市）
- 8日 香取広域市町村圏事務組合議会定例会（香取市）
- 9日 香取郡市町議会議長会・議長・副議長・事務局長合同会議
- 11日 成田市消防出初式
- 13日 北総東部土地改良区神崎南部工区代議員会
- 15日 成田国際空港騒音対策委員会香取・神崎部会（香取市）、県町村会定例会、県町村会町村職員等表彰式（千葉市）
- 16日 縣市町村総合事務組合議会定例会、県地方土地開発公社理事会（千葉市）
- 19日～20日 森林組合神崎支部視察研修（群馬県）
- 22日 消防委員会、水道事業運営委員会
- 27日 県国保団体連合会通常総会（千葉市）、成田市消防本部との消防連絡会議（成田市）
- 28日 介護保険運営協議会

4月1日～4月30日 保健・介護行事予定**4月****保健事業****健康相談**

10日(火) 13:00～15:00 一般町民対象

からだメンテナンス教室 ※要予約

11日(水) 18:30～20:30

すくすく相談（育児相談）※要予約

19日(木) 10:30～15:30 ☎⑦1603

乳児健康診査

27日(金) 13:00～13:30受付

対象 ・平成29年11月～12月出生児
 ・平成29年4月～5月出生児

介護事業**発酵カフェ**

16日(月) 13:30～15:30

☆会場はすべて神崎ふれあいプラザです。

4月2日(月)～5月1日(火)**固定資産縦覧帳簿 縦覧期間**

固定資産税を納税される方が他の土地や家屋の価格と自己の価格を比較し、評価額が適正であるかを確認するための制度です。下記のとおり縦覧期間等をお知らせします。

期間 4月2日(月)～5月1日(火)

(ただし、土・日及び祝日は除く)

場所 役場町民課（税務）2番窓口

縦覧内容 土地や建物の縦覧帳簿

縦覧できる人 原則として納税者本人。ただし、代理の場合は納税者の印鑑証明書と実印を押した委任状が必要です。

本人確認等 運転免許証等の証明書、または納税通知書と印鑑が必要です。

※4月中旬に送付の固定資産税納税通知書に添付の「課税資産の内訳書」でも自己資産の内容が確認できます。

問合せ 町民課(税務係) ☎⑦2112

窓口延長を行っています！

毎週火曜日は町民課の窓口業務の時間を延長しています。各種証明書の交付や納税をすることができます。

日時 毎週火曜日の午後7時まで（閉庁日は除く）

業務 ・各種住民関係証明書の交付

①住民票②印鑑証明書③戸籍謄抄本

・各種税務関係証明書の交付

①納税証明書②所得証明書③課税証明書④非課税証明書⑤土地家屋評価証明書⑥土地家屋公課証明書

・町税の納付

注意事項 交付には次のものが必要となります。

身分を証明するもの（運転免許証等）、印鑑

*なお、印鑑証明書が必要な場合は印鑑登録証もお持ちください。

問合せ 町民課（住民係）☎⑦2113

町民課（税務係）☎⑦2112

いつでも、簡単に！コンビニ交付をご利用ください

利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ等で住民票（マイナンバー記載なし）と印鑑証明書に限り交付が受けられます。

交付時間 6時30分から23時（年末年始12/29～1/3を除く）